



平成 21 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 リ ソ ー 教 育
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 宮 下 秀 一 (コード番号：4714 東証第一部)
問 合 せ 先	情 報 開 示 担 当 リ ー ダ ー 澤 井 豊 情 報 開 示 担 当 リ ー ダ ー 田 中 文 明
電 話 番 号	0 3 - 5 9 9 6 - 3 7 0 1

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 5 月 26 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして、事業目的を追加するものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 6 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更を付議する定時株主総会開催日	平成 21 年 5 月 26 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 5 月 26 日(予定)

以 上

(別紙)

(下線部分が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 (1)～(13) (条文省略) (新設)  (新設)  (新設) (新設)  (新設) (新設) (新設) (14) 前各号に付帯する一切の事業 第3条～第5条 (条文省略) <u>(株券の発行)</u> 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。 第7条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。  3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ当社においては取扱わない。</u>  (株式取扱規則) 第9条 当社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(目 的) 第2条 (1)～(13) (現行どおり) <u>(14) 日本人および外国人に対する国内外の留学先の紹介ならびに留学手続きの代行業務</u> <u>(15) 各種イベント・スポーツおよびカルチャーに関する講習ならびに指導もしくは教室運営</u> <u>(16) 美術品、絵画等の売買および賃貸</u> <u>(17) 経営者、管理者および一般社員に対する教育研修</u> <u>(18) 各種資格取得のための企画および指導</u> <u>(19) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理</u> <u>(20) 経営コンサルタント業務</u> (21) 前各号に付帯する一切の事業 第3条～第5条 (現行どおり)  (削除)  第6条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。  (削除)  (株式取扱規則) 第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料、 <u>株主の権利行使に際しての手續等</u> については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第45条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第10条～第44条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>